



平成24年11月29日

【照会先】

兵庫労働局総務部企画室

室長 服部 恵三

室長補佐 中川 望

(電話)078-367-0700

報道関係者 各位

## 労働局長が大学生に労働法の基礎を講義

### —社会へ出てからの職場でのトラブル防止に—

労働局及び労働基準監督署の総合労働相談コーナーに寄せられる総合労働相談の件数は年々増加傾向にあり、民事上の個別労働紛争相談も同じように増加しています。(別添資料1)

また、平成24年6月12日にとりまとめられた政府の「若者雇用戦略」(別添資料2)においても、社会へ出る前の労働法制等に係る教育の充実が求められているところです。

このため、兵庫労働局(局長 前田芳延)では、これから社会へ出て働く大学生に、さまざまな職場内のトラブルに遭遇したときの対処のための基礎知識を持っていただくため、幹部が大学等で労働法の基礎について講義を行うこととしました。

12月の講義予定は、下記のとおりです。

### 記

#### 甲南女子大学で労働法の講義

- 1 日 時 平成24年12月17日(月)午前10時40分～12時10分
- 2 場 所 神戸市東灘区森北町6-2-23
- 3 講義内容 「知って役立つ労働法(働くときに必要な基礎知識)」
- 4 講 師 兵庫労働局長
- 5 取材申込 当日の取材申込みは12月14日(金)午後5時までに  
兵庫労働局総務部企画室(078-367-0700)までお願いします。

\*1月以降の講義予定については、別途案内させていただきます。

## 相談受付状況

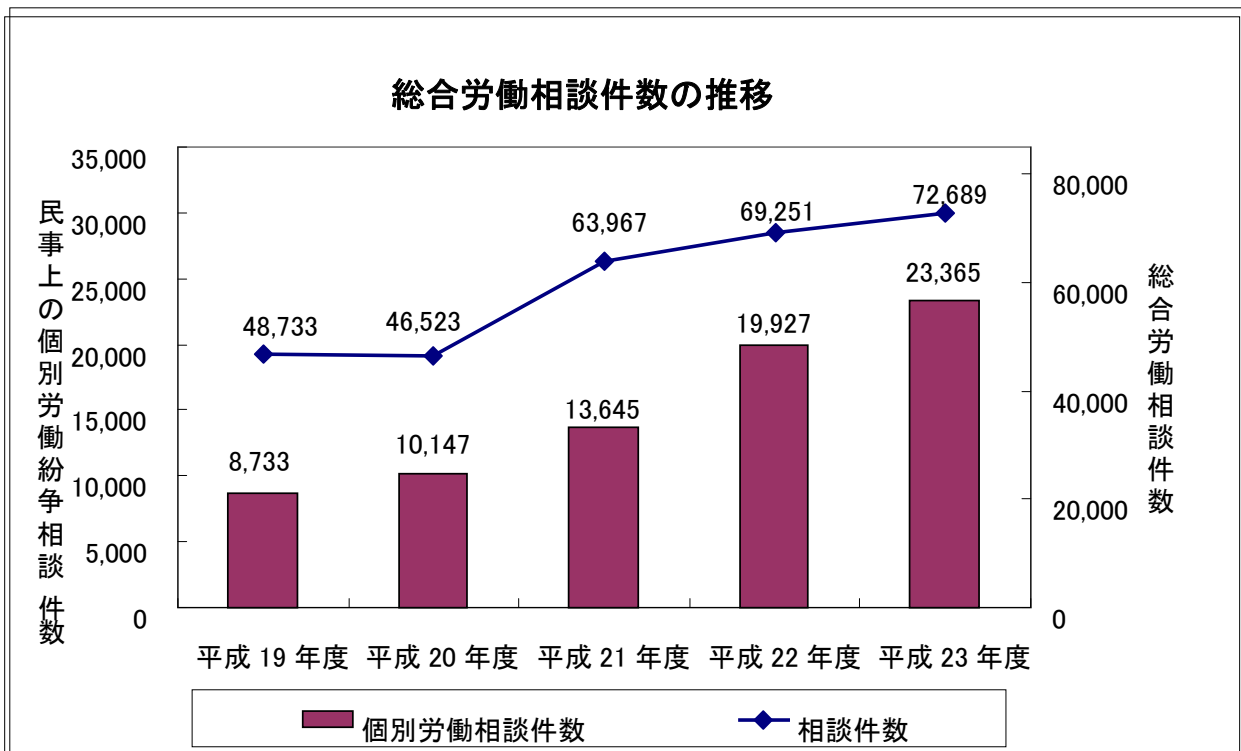
## ・ 総合労働相談、民事上の個別労働紛争相談の件数

兵庫労働局では、総合労働相談コーナーを労働局及び管下11の労働基準監督署に設置している。

平成23年度に総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数は、

- ・ 総合労働相談件数 72,689件(前年度比 5%増)
- ・ うち、民事上の個別労働紛争相談件数 23,365件(前年度比17%増)

に達し、ともに過去最高となっている。



## (注) 民事上の個別労働紛争相談

民事上の個別労働紛争相談は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の民事上の紛争であり、主な内容は、「解雇」、「いじめ・嫌がらせ」、「労働条件引下げ」、「退職勧奨」等である。

## ○労働法制の普及等に関する取組として

※「若者雇用戦略」の合意（平成24年6月12日<sup>※2</sup>雇用戦略対話）

本年度においては、まず、大学生等の労働法制の知識を深める取組を行うこととする。

労働局幹部が、労働法制の普及等に資するセミナーや講義等を活用した各種取組について積極的に引き受ける。

一働く上での関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止し、若者の職業についての意識の涵養等に資する。

## ※ 「若者雇用戦略」(抄)

## II. 具体的施策

## (1) 機会均等・キャリア教育の充実

大卒・高卒の就職率は9割を超えているが、中退者・無業の者・一時的な職に就いた者・早期離職者を合わせると、高卒の3人に2人、大卒の2人に1人は、学校から職場に円滑に接続していない状況であることを踏まえ、社会に出る前に社会人として必要な能力や態度を育て、就職支援等の仕組みや労働法制等について教える等、キャリア教育の充実を図る必要がある。

## (3) キャリア・アップ支援

⑨若者が働き続けられる職場環境の実現、非正規雇用の労働者のキャリア・アップ支援

○若者が安心・安全で健康に働き続けることができるよう、過重労働による健康障害の防止のための総合対策を推進することにより、職場環境の改善を図る。また、法違反やトラブルに対応する労働局の総合労働相談コーナーの体制の充実や、労働法制の基礎知識の普及を促進する。

## ※2 「雇用戦略対話」

緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）に基づき、雇用戦略に関する重要事項について、内閣総理大臣の主導の下で、労働界、産業界を初め各階のリーダーや有識者が参加し、意見交換と合意形成を図ることを目的として、設置された。